

お詫びと訂正

本書『最新基本法律用語辞典 第2刷』について、本文中に誤りがございましたので、一部訂正させていただきます。ここに謹んでお詫び申し上げます。

『最新基本法律用語辞典 第2刷』正誤表

頁／段	行	誤	正
28／左段	28	夫、父母、孫、祖父母	夫、父母、祖父母
28／右段	11～12	「一定の範囲の遺族」とは、妻、夫、父母	「一定の範囲の遺族」とは、配偶者、子、父母
71／左段	31～32	親族相盗についての民法 244条の規定	親族相盗についての刑法 244条の規定
80／左段	10	総勘定元帳	総勘定元帳
138／左段	2	平成 19 年	平成 18 年
145／左段	3	本意匠と同日に	本意匠の公報発行の前日までに
163／右段	4	○	○を削除する
294／右段	13	強盗致死罪	強盗致死傷罪
336／左段	16	債権者	債務者
437／左段	30	就業手当	再就職手当
437／右段	2	再就職手当	就業手当
463／左段	26～27	1つの根抵当権を担保する	1つの債権を担保する
479／左段	7	法令	憲法
479／左段	18	法律	憲法
502／右段	32	しょくしゅきゅう	しょくしゅきゅう
507／左段	30	公務員なろうと	公務員になろうと
522／左段	30～31	(省庁、特許庁などいろいろです)	(省庁、特許庁など)
529／左段	4	隠匿	蔵匿
539／右段	30	昭和 59 条	昭和 59 年
568／左段	31	ぜんしゃつきん	ぜんしゃくきん
576／右段	34	独立して建物として	独立した建物として
577／右段	24	離れた者	離れた物

584／左段	10	搜索や差押	搜索や差押え
606／左段	9	こといいます	ことをいいます
652／右段	32	中高年寡婦年金	中高齢寡婦年金
752／左段	22	通常の幫助犯	通常の幫助罪
858／左段	8	労働基準法 35 条の 2	労働基準法 32 条の 2
937／左段	22～25	「若しくは」は、「A又はB、若しくは、C又はD」のように、「又は」を使って並列した語句を、さらに選択する場合に接続詞として使います。	「A若しくはB、又は、C若しくはD」のように、「若しくは」を使って並列した語句をさらに選択する場合に「又は」を使います。
943／右段	11～12	増加分の償還請求を受けることとなります。	増加分の償還を受けることができます。
966／左段	20	株主総会を不要とする	株主総会の決議を不要とする
988／右段	20	わらのうえのようし	わらのうえからのようし
991／左段	9	平成 3 年	平成 2 年